

買い物代行支援事業

7月31日金まで

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出を自粛する市民が買い物代行を利用する場合、1回当たり1,000円を補助します。

実施期間 7月31日金まで **対象** 市内に住んでいて市の住民基本台帳に記録されている人 **利用方法** 電話で大阪第一交通㈱(ナビダイヤル☎0570-06-0152)へ申し込み **利用料金** 基本料金(1,000円)、距離料金■、店舗での駐車料金の合算から補助金(1,000円)を引いた額(タクシー会社に支払い) **利用可能店舗** イオン金剛店(半田一丁目)、

オークワ狭山店(茱萸木三丁目)、業務スーパー狭山店(池之原三丁目)、コノミヤ狭山店(大野台二丁目)、サンディ大阪狭山店(池之原二丁目)、サンプラザ金剛店(半田一丁目)、松源大阪狭山店(大野台二丁目)ほか

距離料金■

2kmまで800円、3kmまで1,200円、4kmまで1,600円、5kmまで2,000円、以降500m毎に200円を加算

問い合わせ 福祉グループ☎349-9407

ごみシールの運用を緩和(期間中、燃えるごみはシールを貼らずに出せます)

1日(月)～7月1日(水)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出自粛により、家庭からの燃えるごみの排出量が増えていることから、生活支援対策の一つとして、ごみシールの運用を緩和します。運用緩和期間中、燃えるごみはごみシールを貼ってなくても収集します。

◎排出にあたっては

- ・分別ルールを守って出してください
- ・ごみ袋は既定の容量(30ℓ、45ℓ)を使用してください
- ・粗大ごみは対象外です。ごみシールを貼って出してください

ウイルスが付着している可能性のある使用済みマスクやティッシュなどが混ざっているごみを出すときには、感染防止策として、「ごみに直接手を触れない」「ごみ袋はしっかり縛って封をする」、そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけてください。

なお、家庭ごみを回収する清掃員の感染予防策の実施やごみの増加に伴い、収集作業に時間がかかる場合があります。適正なごみ出しとごみの減量にご協力をお願いします。

運用緩和期間 1日(月)～7月1日(水) **緩和対象** 家庭ごみ(燃えるごみ)

問い合わせ 生活環境グループ☎366-0011

上水道料金、下水道使用料を減額

7・8月検針分

7月から8月までの検針分の上水道料金および下水道使用料それぞれの基本料金を50%減額します。申請は不要です。

対象 市内の上下水道施設の利用者 ※既に福祉減免を受けている人、臨時で開栓中の人は除く

問い合わせ 経営企画グループ☎366-0011

上下水道料金の支払いが困難な場合

緊急事態宣言に基づく外出自粛要請などの影響により、収入が大幅に減少したなどの理由で上下水道料金の支払いが困難な場合は、納付に関する相談に応じます。

問い合わせ 上下水道部お客様センター☎349-9476

新型コロナウイルス感染拡大防止のため マスク・消毒液の寄贈を受けました

■大阪狭山ロータリークラブ(半田二丁目)マスク2万枚を(家久文彦1,000枚、古家重和1,000枚を含む) ■金本祐介(山本東)マスク1,000枚を ■大阪狭山ライオンズクラブ(狭山四丁目)マスク800枚、消毒液を ■廣地芳行(池尻中一丁目)消毒液4ℓ入り10本を ■尾崎電設工業㈱(池尻中三丁目)マスク3,000枚を ■㈱バリアホーム(堺市中区)マスク2,000枚を ■㈱coconie(大阪市中央区)マスク6,000枚を ■㈱せいき(富田林市)子ども用マスク1,000枚を ■アイクリエイト㈱(金剛一丁目)防護服250着、マスク1万枚を [敬称略]

それぞれの物資につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、有効活用させていただきます。

問い合わせ 防災・防犯推進室☎366-0011

緊急事態宣言は解除されましたが引き続き感染拡大防止への協力をお願いします

新型コロナウイルス感染症に伴う

～負けるな！力を合わせて新型コロナ禍を乗り越えよう！～

緊急応援策など

4月7日に発出された国の緊急事態宣言に基づく大阪府の外出自粛要請や施設の使用制限の要請などにより、深刻な影響を受けた市民の皆さんの生活の安定と市内の事業者の皆さんの事業継続の支援を緊急に行うため、国や府の対策とあわせて、市として「生活応援策」、「事業者応援策」、「子育て応援策」などをパッケージとした緊急応援策を実施します。

1 生活応援策

特別定額給付金を給付

申請は8月21日金まで

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため特別定額給付金を給付します。

給付額 1人につき10万円 **対象** 基準日(令和2年4月27日)において市の住民基本台帳に記録されている人 ※基準日において配偶者などからの暴力を理由に避難し、配偶者などと生計を別に行っている人およびその同伴者であって、基準日において居住している市区町村に住民票を移していない人は、市へ相談してください。一定の要件を満たせば、給付できる場合があります **申請方法** 市から世帯

主へ郵送した特別定額給付金申請書、世帯主のマイナンバーカードや運転免許証、健康保険証、年金手帳などの本人確認ができるものの写し、通帳やキャッシュカードなどの振込口座が確認できるものの写しを、〒589-8501大阪狭山市役所特別定額給付金推進室へ返送。マイナンバーカードを持っている人はマイナポータルからオンライン申請も可 **申請期間** 8月21日金まで **給付方法** 申請のあった人の口座に順次振り込み ※振込日は別途郵送によりお知らせします

問い合わせ 特別定額給付金コールセンター☎360-0111

！それ、給付金を装った詐欺かもしれません！個人情報、通帳・キャッシュカード、暗証番号の詐取に注意してください

特別定額給付金に関して、国や市などが、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは絶対にありません。また、国や市などが、特別定額給付金の支給のために手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

自宅や職場などに国や市などをかたった電話がかかってきたり、郵便やメールが届いたら、市や黒山警察署(または警察相談専用電話 #9110)へ連絡してください。

問い合わせ 防災・防犯推進室☎366-0011

新型コロナウイルス感染症に関する相談・問い合わせ

■保健センター ☎367-1300 [午前9時～午後5時30分(土・日曜日、祝日など休日を除く)]

■厚生労働省電話相談 フリーダイヤル ☎0120-565653 [午前9時～午後9時(毎日)]

■大阪府電話相談 ☎06-6944-8197 [午前9時～午後6時(毎日)]

■新型コロナ受診相談センター(帰国者・接触者相談センター) ☎06-7166-9911 FAX06-6944-7579(毎日)

相談対象 ①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある人 ②高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患(COPDなど)などの基礎疾患がある人、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある人 ③妊婦で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある人 ①～③以外で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合 ※解熱剤を服用し続けている人はすぐに相談

緊急小口資金(新型コロナウイルス感染症特例)を貸し付け

世帯の自立支援を目的とした貸付制度です。保証人は不要です。詳しくは問い合わせてください。

対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や失業などで収入の減少があり緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯 **貸付金額** 10万円(世帯

員の中に新型コロナウイルス感染症に感染、または感染した恐れのある人がいるときなど特別な場合は20万円) **償還期間** 2年以内(無利子) **申し込み** 事前に必要書類などを確認し、電話予約のうえ社会福祉協議会へ直接 **問い合わせ** 社会福祉協議会 ☎367-1761

府営住宅に関する支援策(詳しくは問い合わせてください)

●家賃の減額

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入が著しく減少した世帯は、基本家賃の2分の1を下限として、家賃を減額できる場合があります。

問い合わせ 大阪府営住宅藤井寺管理センター ☎072-930-1098

●離職等退去者への府営住宅の提供

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇や雇い止めなどにより、住宅の退去を余儀なくされる人を対象に、当座の住居を確保できるよう、一時的に府営住宅の提供を受けることができます。

入居期間 6か月以内 ※最長で1年まで延長可

問い合わせ 大阪府住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課 ☎06-6210-9749

2 事業者応援策

大阪狭山市休業要請支援金を支給 4月の売り上げが前年同月比30%以上50%未満減少した事業者が対象

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態措置により、大阪府から施設の使用制限による休業要請などを受けた事業所のうち、大阪府の休業要請支援金の対象事業者で要件基準に合わなかった中小企業・個人事業主☑に、事業継続を下支えする大阪狭山市休業要請支援金を支給します。

支給額 中小企業20万円、個人事業主10万円 **支給条件** 令和2年3月31日以前に開業し、営業実態がある中小企業・個人事業主で、次の要件すべてを満たしていること。○大阪狭山市内に主たる事業所を有していること、○大阪府の「施設の使用制限の要請等」を受け、4月21日～5月6日までのすべての期間において、支援金の対象となる施設を全面的に休業した施設の運営事業者であること。ただし、食事提供施設の運営事業者は、営業時間を午前5時か

ら午後8時までの間へと短縮するなどの協力を行った場合のみ、○令和2年4月の売り上げが前年同月比30%以上50%未満減少していること **申請期間** 30日(火)まで **申請方法** 市役所農政商工グループ、ニュータウン連絡所、商工会で配布する募集要項を確認し、必要書類を〒589-8501大阪狭山市役所農政商工グループへ郵送 ※募集要項は市ホームページからもダウンロード可

中小企業・個人事業主☑

中小企業基本法第2条に規定する会社および個人。ただし、大企業が実質的に経営に参画している企業(いわゆる「みなし大企業」)は除く

問い合わせ 農政商工グループ ☎366-0011

各種貸付金等制度()内は問い合わせ

持続化給付金(持続化給付金事業コールセンター／フリーダイヤル ☎0120-115-570)、**雇用調整助成金**(ハローワーク河内長野／ ☎0721-53-3081、学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター／フリーダイヤル ☎0120-60-3999)、**小学校休業等対応助成金・支援金**(学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター／フリーダイヤル ☎0120-60-3999)、**新型コロナウイルス感染症特別貸付**(日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル／フリーダイヤル ☎0120-154-505、**商工中金による危機対応融資**(商工組合中央金庫相談窓口／フリーダイヤル ☎0120-542-711)

市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金の納付相談など

■市税の徴収猶予の特例制度

対象 次の要件すべてを満たす人 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業などの収入が前年同期比20%以上減少している、○一時に納付または納入することが困難。詳しくは問い合わせてください

問い合わせ 税務グループ ☎349-9400

■国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付相談
新型コロナウイルス感染症の影響などで保険料の納付が困難となった場合は相談してください。

問い合わせ 高齢介護グループ ☎349-9416(介護保険料)、保険年金グループ ☎349-9470(国民健康保険料)、☎349-9472(後期高齢者医療保険料)

■国民年金保険料の特例申請

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難な場合、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きによる免除や特例の申請ができます。

申請の対象となる期間 【学生】学生納付特例の申請 令和元年度分(2～3月分)、令和2年度分(4月～令和3年3月分) 【学生以外】免除・納付猶予申請 2～6月分 ※申請に必要なものなど、詳しくは、市または日本年金機構ホームページを確認してください。申請に必要な申請書や所得の申立書もダウンロード可

問い合わせ 天王寺年金事務所 ☎06-6772-7531または保険年金グループ ☎349-9473

不織布マスクを配布

市では、新型コロナウイルス感染症の長期化に備え、市民生活の維持に必要な事業として、医療機関、介護・福祉事業所、保育施設、放課後児童会などや65歳以上の高齢者がいる世帯、産婦、5月31日までに妊娠届を提出した妊婦に不織布マスクを配布しています。※市が市民・団体から寄贈を受けた不織布マスクを含めて配布しています。

申請は不要です。

65歳以上の高齢者がいる世帯☑

1世帯当たり10枚の不織布マスクを発送しています。

問い合わせ 高齢介護グループ ☎366-0011、健康推進グループ ☎367-1300

傷病手当金を支給

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している被保険者のうち、次の要件を満たす人に対し、傷病手当金を支給します。

対象 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入期間中に新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われたことにより、療養のため給与収入が減少した人 **支給対象となる日数** 労務に服することができなくなった日から3

日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日 **支給額** 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×支給対象となる日数 **申請方法** 申請書を郵送しますので、保険年金グループへ連絡してください

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9470(国民健康保険)、☎349-9472(後期高齢者医療保険)

住居確保給付金を支給

就業機会の減少などにより経済的に困窮し、住居を喪失した人または住居を喪失するおそれのある人に、家賃相当分の住居確保給付金を支給します。事前相談が必要です。**対象** 次の要件をすべて満たす人。①離職・廃業をした日から2年以内、②給与などを得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある、③金融資産が一定額以内で、

収入基準額を超える収入を得ていない、④離職や収入減少などの時点において、世帯の生計を主として維持していた **支給額** 家賃相当額 ※支給上限額(単身世帯38,000円、2人世帯46,000円、3～5人世帯49,000円、6人世帯53,000円、7人以上世帯59,000円)。申請方法など詳しくは問い合わせください

問い合わせ 生活サポートセンター ☎368-9955

小・中学校の給食費を無償化

2か月間

緊急事態宣言に基づく自粛要請により、休業などの影響を受けた保護者の経済的負担軽減のため、小・中学校再開後の2か月間、給食費を無償にします。申請は不要です。

対象 市立小・中学校に通学する児童・生徒の保護者 **対象期間** 学校再開後の2か月間 **問い合わせ** 学校給食グループ☎366-0011

ICT教育事業

学習支援として、インターネットサイトを活用した効果的な学習課題の提供を行います。また、小・中学校のパソコンルームの端末を活用し、インターネット環境が整って

いない家庭への支援を行います。
対象 市立小・中学校に通学する児童・生徒 **問い合わせ** 学校教育グループ☎366-0011

その他の応援策

新型コロナウイルス感染症等対策基金を創設

新型コロナウイルス感染症への対策を推進するため、「大阪狭山市新型コロナウイルス感染症等対策基金」を設置し、ふるさと納税制度を活用した寄附金の募集を開始しました。ふるさと納税制度の趣旨を踏まえ、返礼品の送付は市外在住者に限りませんが、寄附者は、「寄附金税額控除」と「ワンストップ特例制度」を利用できます。
寄せられた寄附金は、「大阪狭山市緊急応援施策事業」に活用しますので、皆さんのご支援をお願いします。

寄附の申し込みは、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」からインターネットで手続きできます。詳しくは市ホームページを確認してください。
問い合わせ 企画グループ☎366-0011

寄附の申し込みはこちらから

(株)トラストバンクが運営する「ふるさとチョイス」ホームページ(大阪狭山市のページ)



子育て応援策

子育て世帯への臨時特別給付金を支給

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一つとして、子育て世帯の生活を支援するため、臨時特別給付金を支給します。申請は不要です(対象者には案内文を送付します)
支給額 平成16年4月2日～令和2年3月31日生まれの児童1人につき1万円 **対象** 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している人 ※特例給付として、児童手当の所得制限限度額以上である人(児童1人当たり

月額5,000円を支給されている人)は対象外。児童手当の振込口座(公務員は指定口座)へ振り込みます。支給時期は6月中の予定です ※公務員は、所属庁から配布される申請書に児童手当受給の証明を受け、9月30日(水)までに〒589-8501大阪狭山市役所子育て支援グループへ郵送または直接
問い合わせ 子育て支援グループ☎366-0011

ひとり親世帯への特別給付金を支給

緊急事態宣言に基づく自粛要請により、経済的に深刻な影響を受けた一定所得以下のひとり親世帯で児童扶養手当を受給している世帯に、緊急応援策として特別給付金を支給します。申請は不要です(7月の児童扶養手当に併せた支給を予定しています。対象者には案内文を送付します)

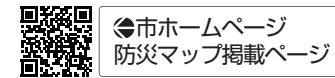
支給額 一世帯あたり3万円 **対象** 令和2年4月分の児童扶養手当受給者(令和2年3月31日以前に、児童が18歳の年齢に到達し、児童扶養手当受給資格を喪失した人は対象外)
問い合わせ 子育て支援グループ☎366-0011

保育所・認定こども園などの給食費を無償化

4～7月

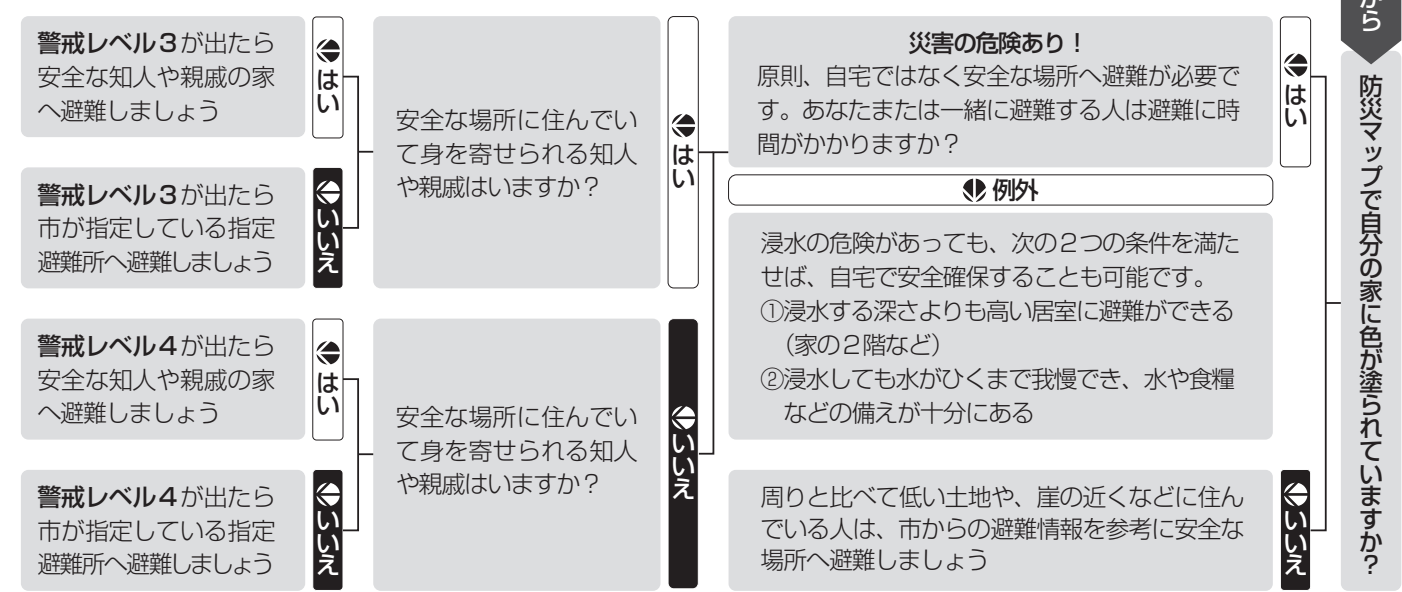
緊急事態宣言に基づく自粛要請により、休業などの影響を受けた保護者の経済的負担軽減のため、保育所や認定こども園などの給食費(副食費)を無償にします。申請は不要です。

対象 市立幼稚園・こども園、私立保育所・こども園に通園する3～5歳児の保護者 **対象期間** 4～7月 **問い合わせ** 保育・教育グループ☎366-0011



市ホームページ
防災マップ掲載ページ

防災マップと一緒に確認しよう! 避難行動判定フロー



避難時の4つのポイント

避難所では、受付時に体温測定・健康管理チェックリスト・避難者名簿の記入をお願いしています。

- 1

密を避けるために知人や親戚の家、在宅避難も検討しましょう
- 2

感染防止の3つの基本
①身体的距離を確保しましょう
②マスクを着用しましょう
③丁寧に手洗いをしましょう
- 3

避難時には体温計、マスク、アルコール消毒液を持って避難しましょう
- 4

体調が悪い場合はすぐに伝えましょう
熱中症にも気をつけましょう

- 避難するときに持って行くもの(非常持出袋中身)

☐ 携帯電話、充電器、バッテリー

☐ 飲料水

☐ 非常食

☐ 懐中電灯

☐ 雨具、防寒具

☐ タオル、下着

☐ 貴重品(現金など)

☐ 薬
- 感染症対策として

☐ 体温計

☐ マスク

☐ 消毒液

熱中症対策として

☐ 経口補水液

☐ 塩あめ

☐ 冷感スカーフ
- そのほか、個人の状況に合わせて必要なものを準備しましょう。

新型コロナウイルス感染症の不安があるなかでも災害の危険を感じたら
問い合わせ 防災・防犯推進室☎366-0011